

第3章 へき地医療

へき地医療を担う医療従事者の養成等に努め、へき地診療所等の診療体制を確保するとともに、巡回診療や代診医派遣等によりへき地医療を支えるへき地医療拠点病院等の機能強化を図り、住民が生涯を通じて住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせるよう、へき地における医療提供体制の一層の充実に努めます。

第1節 へき地保健医療計画との統合等

- 本県のへき地医療対策については、これまで、「山口県保健医療計画」と、国のへき地保健医療計画策定指針に基づく「山口県へき地保健医療計画」の2つの計画を策定し、確保・充実にに向けた取組を進めてきました。
- 第7次保健医療計画の策定に当たっては、「両計画を統合し、医療計画に定める他の対策との一層の連携を図る」という国の方針を受け、両計画を「山口県保健医療計画」に一本化し、へき地医療対策の更なる充実に努めます。
- へき地医療対策の対象地域については、従前の計画と同様に、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、山村振興法に基づく各指定地域、無医(準無医)地区、無歯科医(準無歯科医)地区等とします。

第2節 現状と課題

1 へき地の現状

- へき地医療対策の対象地域の面積は、県土の約60%を占め、県人口の14%にあたる約20万人が生活していますが、県平均を大幅に上回る人口減少傾向にあります。
- 平成26年(2014年)現在で、無医(準無医)地区は15地区、無歯科医(準無歯科医)地区は24地区ありますが、道路整備等により定義に該当しなくなったことなどから、近年減少しています。
- 対象地域の中には21の有人離島があり、とりわけ救急医療の確保が課題となっています。

表1 本県のへき地の人口推移

(単位：人、%)

	H22(a)	H27(b)	(c)=(b)-(a)	増減率(c/a)
へき地	214,468	194,483	△ 19,985	△ 9.3%
うち離島	4,285	3,540	△ 745	△ 17.4%
県全体	1,451,338	1,404,729	△ 46,609	△ 3.2%

資料：「国勢調査」総務省

表2 本県の無医地区・準無医地区数の推移

(単位：地区)

	H11	H16	H21	H26
無医地区	13	10	8	7
準無医地区	8	5	6	8
無歯科医地区	24	25	21	19
準無歯科医地区	5	2	4	5

資料：「無医地区等調査及び無歯科医地区等調査」厚生労働省

無医地区	医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することのできない地区
準無医地区	無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と各都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区

※「無歯科医地区」、「準無歯科医地区」は「医療機関」を「歯科医療機関」と読み替える。

2 へき地の医療体制

(1) へき地診療所・へき地病院

- 県内には、へき地に所在する市町立の診療所が36箇所、公的病院が10箇所あり、へき地の住民への医療提供に欠かせないものとなっています。
- へき地診療所は、常勤医師が勤務しているものと、医師派遣により運営されているものがありますが、近年、診療所によっては常勤医師が不在になるなど、医師確保が課題となっています。
- へき地の人口減少が進む中、地域の実情も踏まえながら、へき地診療所や病院の連携体制を構築するなど、効率的な医療提供体制の検討も必要です。

(2) へき地医療を担う医療従事者

- へき地医療に従事する医師・看護師等の医療従事者の確保は厳しい状況にあります。
- 県では、全都道府県が共同して設立した自治医科大学において、へき地で勤務する医師の養成を行っており、卒業後、一定期間、へき地診療所やへき地にある自治

体立病院等に派遣していますが、派遣可能人数が限られており、市町からの派遣要望に十分に答えることができない状況にあります。

- このため、県では、県内の過疎地域病院で一定期間勤務することを返還免除要件とする医師修学資金制度を設け、へき地で勤務する医師の確保に努めています。
- へき地診療所に常駐する医師は、1人で診療を担っていることから、研修機会の確保や、病気等による休暇取得などが可能となるよう、へき地医療拠点病院からの代診医派遣制度を充実させる必要があります。
- へき地の医療機関においては、プライマリ・ケアを行う、いわゆる「総合医」が求められており、専門医制度において、基本領域の一つとして位置づけられた「総合診療専門医」の養成・確保を行っていくことが必要です。
- へき地においては、看護師不足も顕著であり、看護師に対するへき地医療への理解の促進や、勤務環境の改善が必要です。

3 へき地医療を支援する体制

(1) へき地医療支援機構

- 県にへき地医療支援機構を設置し、県立総合医療センターへき地医療支援部と連携しながら、へき地医療の調査・分析や、へき地医療拠点病院による医師派遣の調整等に取り組んでいます。

(2) へき地医療拠点病院

- へき地医療拠点病院は県内に7箇所指定されており、巡回診療・代診医派遣等により、へき地医療を支えています。
- へき地医療拠点病院の支援体制については病院ごとにとり組に差があり、支援ニーズに十分応えることができていない状況があるため、へき地医療拠点病院の機能強化を図っていくことが必要です。

(3) へき地医療協力医療機関

- へき地診療所への医師派遣や無医地区等に対する巡回診療を行う8つの民間医療機関をへき地医療協力医療機関として認定しており、今後もこうした多様な担い手による支援体制の強化を図っていく必要があります。

表3 へき地医療拠点病院の状況

医療圏	指定病院名	巡回診療		医師派遣		代診医派遣	
		実施無 医地区 等 数	支援 延べ 日数	支援診 療所数	支援 延べ 日数	支援診 療所数	支援 延べ 日数
岩国	岩国医療センター	2	24	1	36	-	-
柳井	周東総合病院	-	-	-	-	1	3
周南	光市立光総合病院	-	-	1	183	-	-
	徳山中央病院	-	-	1	143	-	-
山口・防府	県立総合医療センター	2	99	1	94	7	45.5
下関	下関市立市民病院	1	13	-	-	-	-
萩	萩市民病院	-	-	-	-	2	16

※数値は平成28年度実績

表4 へき地医療協力医療機関の状況

医療機関名	所在市町	平成29年度の支援内容
医療法人社団 河郷診療所	岩 国 市	周東中田診療所 週1日
医療法人 川口医院	周防大島町	情島 隔週1日
松岡医院	上 関 町	四代診療所 月2日
医療法人 最所クリニック	柳 井 市	祝島診療所 週2日
医療法人光輝会 光輝病院	平 生 町	八島診療所 隔週1日
医療法人博愛会 山口博愛病院	防 府 市	野島診療所 週2日
医療法人 丘病院	山 口 市	明木診療所 週3日
		佐々並診療所 週3日
医療法人社団若草会 木本クリニック	下 関 市	島戸診療所 週1日

※平成30年2月現在

第3節 目指すべき方向と関係者の連携体制

1 目指すべき方向（取組事項）

へき地医療の確保・充実に向け、次のような体制確保に取り組みます。

(1) へき地の医療提供体制の確保

＜取組事項＞

- ① へき地医療を担う医療従事者の養成・確保
- ② 安心してへき地で勤務するためのキャリア形成支援、勤務環境の整備
- ③ 医療資源の状況を踏まえた効率的で持続可能な医療提供体制の構築

(2) へき地医療を支援する体制の確保

＜取組事項＞

- ① へき地医療拠点病院によるへき地への支援機能の強化

- ② へき地医療拠点病院、協力医療機関の連携・協働による支援体制の充実
- ③ 情報通信技術（ICT）等による支援体制の充実

2 関係者の連携体制の構築

- 目指すべき体制の確保に向け、関係者が担うべき役割を踏まえ取組を進めます。
関係者に求められる事項については、177 頁に整理し記載しています。また、具体的な医療機関名は県のホームページに掲載し、必要に応じ更新します。
- へき地医療の提供体制については、次のような役割分担を踏まえ、へき地医療支援機構の総合調整の下、へき地医療拠点病院等による二次医療圏内の無医地区等への支援を基本としながら、圏域を越えた広域的な支援にも対応できるよう、関係機関相互の連携体制を構築します。

■県の役割

- ・ へき地医療支援機構を設置し、へき地診療所への医師派遣や代診医派遣等の要請などに対する総合調整を行うとともに、本計画に基づく諸施策を推進します。
- ・ へき地医療支援機構と地域医療支援センター、山口県専門医制度協議会との一層の連携を図り、総合診療専門研修医、自治医科大学卒業医師及び医師修学資金貸与者との勤務先の調整を円滑に行います。
- ・ 修学資金貸与者をはじめとする医学生や看護学生に、へき地医療への理解を深める機会を提供します。
- ・ 市町のへき地診療所の整備や運営について支援を行います。
- ・ 市町と連携し、無医地区等における巡回診療のあり方等について、地域の実情にも配慮しながら、検討・見直しを行います。
- ・ 市町境や県境を越えた医師派遣等にかかる連携について検討を行います。

《へき地医療支援機構の所管事業》

- ① へき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請に関すること
- ② へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等の派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所等への派遣業務に係る指導・調整に関すること
- ③ へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成に関すること
- ④ 総合的な診療支援事業の企画・調整に関すること
- ⑤ へき地医療拠点病院の活動評価に関すること
- ⑥ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること
- ⑦ へき地で勤務する医師のキャリアパスの構築に関すること
- ⑧ へき地における地域医療の分析に関すること
- ⑨ 就職の紹介あっせん、就職相談、その他就職に関する情報提供（「ドクターバンクやまぐち」）に関すること
- ⑩ その他へき地保健医療の確保に必要な事項に関すること

※②③④⑥⑦⑧⑩については、特に県立総合医療センターへき地医療支援部との連携を必要とする項目

■へき地を有する市町の役割

- ・ 本計画を踏まえ、地域医療を守るための施策を推進するとともに、地域の実情に即した健康診査や健康相談・健康教室の実施、保健師による訪問指導等の実施に努めます。
- ・ へき地診療所やへき地病院を設置する市町においては、医師等の意向を踏まえ、へき地勤務医等の生活環境・勤務環境の整備に努めます。
- ・ 県やへき地医療拠点病院と連携し、へき地診療所のグループ制導入や集約化など、持続可能なへき地医療体制の構築に向けた検討を行います。
- ・ 無医地区等の状況を把握するとともに、県やへき地医療拠点病院と連携し、受診手段や医療提供体制の確保に努めます。
- ・ ドクターヘリの運航に必要なランデブーポイントの確保や、ランデブーポイントまでの搬送訓練、住民に対する救命講習等の実施など、救急体制の確保に努めます。
- ・ 有人離島を有する市町においては、救急艇の確保等による搬送体制の整備に努めます。

■へき地医療関係者の役割

- ・ へき地医療の担い手として、へき地医療提供体制の確保・充実に努めます。
- ・ 総合診療専門研修プログラムの連携施設として、へき地で勤務しながらキャリア形成ができるよう、指導医等の充実に努めます。
- ・ へき地医療拠点病院においては、自治医科大学卒業医師や総合診療専門医など、へき地を支援する人材の県内定着の受け皿としての機能を確保するよう努めます。
- ・ へき地医療拠点病院においては、遠隔診療の導入や、インターネットテレビ電話を活用したWEBカンファレンスの開催など、情報通信技術(ICT)を活用したへき地支援に努めます。

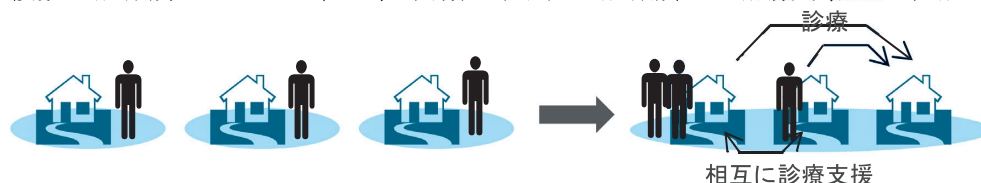
～「目指すべき方向」の具体的イメージ～

□地域における医療機関相互の連携体制のイメージ

住民に必要な医療提供体制を維持していくためには、効率的で持続可能な医療提供体制が必要であり、次のような形態が考えられます。

「ブロック制」のイメージ

複数の診療所をグループ化し、常勤医師不在の診療所での診療や相互の代診等を行う。



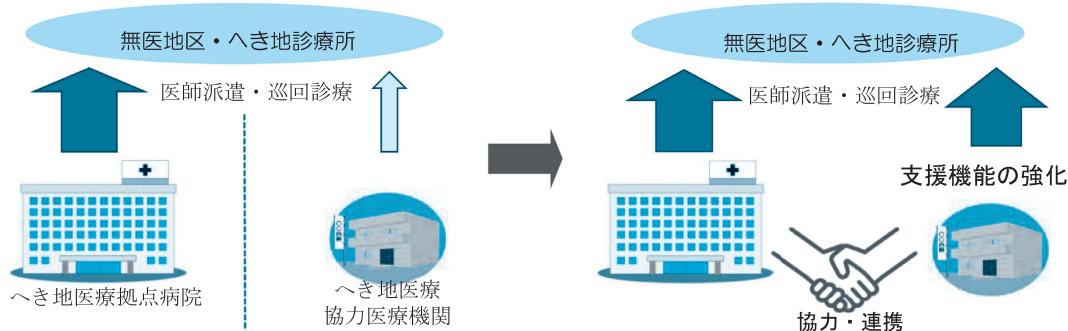
「集約化」のイメージ

診療所に配置している常勤医師を地域の中核病院に集約し、中核病院から出張診療所化した診療所に交替で医師を派遣する。



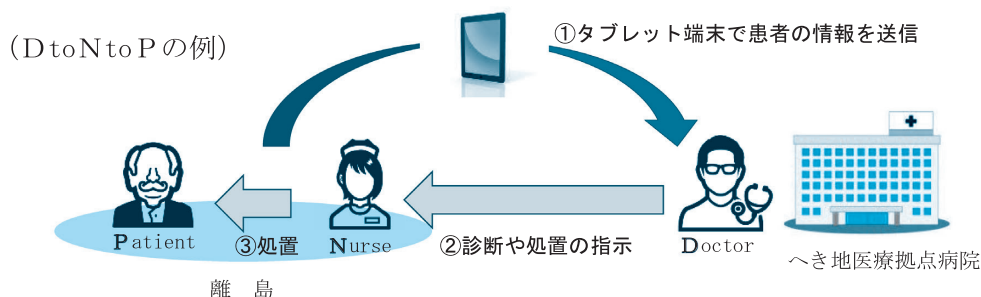
□へき地医療拠点病院・協力医療機関の連携・協働による支援体制のイメージ

へき地医療を支援するへき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関が連携することにより、へき地への支援機能が強化されることが考えられます。



□情報通信技術（ICT）を活用した遠隔診療のイメージ

受診者数の変化に応じた効率的な診療のため、また、離島など無医地区等への医師の移動負担を軽減するため、次のような遠隔診療の活用が考えられます。



第4節 施策

1 へき地の医療提供体制の確保

(1) へき地医療を担う医療従事者の養成・確保

【自治医科大学卒業医師】

- へき地医療機関の医師を確保するため、自治医科大学においてへき地医療を担う医師の養成を図ります。
- 義務年限終了後の卒業医師が、引き続き県内で勤務することができるよう、へき地勤務時からのキャリア形成支援の充実や、公的医療機関等における勤務先の確保などを通じ、県内定着を促進します。

【医師修学資金】

- 医師修学資金貸付制度により、県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成を図ります。特に、へき地で勤務する医師については、過疎地域病院での勤務を返還免除要件とする貸付枠により計画的に養成します。

【ドクターバンク】

- 山口県医師無料職業紹介事業「ドクターバンクやまぐち」により、へき地の医療機関に勤務する医師の確保に努めます。

【ドクタープール】

- 義務年限終了後の自治医科大学卒業医師等を県職員として採用し、医師確保が困難なへき地医療機関へ派遣するドクタープール制度の活用を進めます。

【へき地医療への動機づけ】

- へき地医療の魅力等をPRする情報誌の発行など、へき地医療に関する情報発信に努めます。
- 医師を目指す高校生を対象としたセミナー等を通じ、へき地をはじめとする県内医療を自らが担う意識の啓発に努めます。
- 県立総合医療センターと山口大学が連携して実施する「地域医療セミナー」等を通じ、自治医科大学と山口大学の医学生の交流を図り、へき地医療への理解促進と、へき地医療を志す医学生同士の連携を深めます。
- 医師修学資金貸与者をはじめ、一人でも多くの医学生が、就学期の早い段階からへき地医療を体感できるよう、実習機会の確保に努めます。

- へき地勤務の魅力を多くの臨床研修医に伝えるため、臨床研修制度の中でへき地医療機関での研修機会の確保に努めます。
- 看護学生や若手看護師が参加できるへき地での実習や研修の機会を設け、へき地医療に対する理解を促進します。

(2) 安心してへき地で勤務するためのキャリア形成支援、勤務環境の整備

【キャリア形成支援】

- へき地で勤務する医師が、医師としてのキャリア形成に不安を抱くことがないようキャリア形成支援に努めます。

【総合医の育成】

- 基本領域の一つとして新たに位置づけられた「総合診療専門医」について、県内の研修プログラム基幹施設と連携してその養成に努めます。
- へき地医療機関と連携し、へき地で勤務しながら総合診療専門医を取得できる環境づくりや、総合診療専門医の県内定着の促進に努めます。

【勤務環境の整備】

- へき地病院の常勤医師の長期療養や出産等に対応できるよう、へき地医療拠点病院による支援の拡大について、関係者との連携により取組を進めます。
- へき地診療所に勤務する看護師の研修や休暇取得等に係る代替看護師確保など、勤務環境の改善に市町と連携して取り組みます。

(3) 医療資源の状況を踏まえた効率的で持続可能な医療提供体制の構築

【へき地診療所の運営支援】

- 医師確保が困難なへき地診療所に、自治医科大学卒業医師を派遣し、へき地の医療体制の維持に努めます。
- へき地診療所の施設・設備の整備及び運営に対する支援を行います。

【無医地区等への巡回診療等】

- へき地医療拠点病院の無医地区等への巡回診療の実施に対する支援を行います。
- 無歯科医地区等について、関係市町や歯科医師会等と連携し、巡回歯科健診・診療の確保等を促進します。

【救急搬送体制】

- ドクターヘリの円滑な運航に向け、市町の協力のもと、ランデブーポイントの確保や、消防機関と医療機関との連携強化など、搬送体制の充実を図ります。

2 へき地医療を支援する体制の確保

(1) へき地医療拠点病院によるへき地への支援機能の強化

- 関係機関との連携のもと、へき地医療拠点病院の医師確保に努め、へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への支援体制の強化を図ります。

(2) へき地医療拠点病院、協力医療機関の連携・協働による支援体制の充実

- へき地医療協力医療機関に対する表彰制度等により、へき地支援活動の気運を醸成し、へき地医療協力医療機関の拡大に努めます。
- へき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関との役割分担や連携、協働を進め、へき地医療支援体制の充実に努めます。

(3) 情報通信技術（ICT）等による支援体制の充実

- 遠隔診療や、クラウド型電子カルテの導入など、情報通信技術（ICT）を活用し、へき地医療を支援する体制の充実に努めます。

第5節 数値目標

へき地医療に係る数値目標を以下のとおり設定します。

指 標	現 状	目標数値
「地域医療セミナー」への医学生・看護学校生の参加人数（累計）	39人 (H29年度)	280人 (H35年度)
へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医派遣日数	64.5日 (H28年度)	増やす (H35年度)
へき地で勤務する総合診療専門研修プログラム専攻医数（累計）	7人 (H29年度)	25人 (H35年度)

表5 ヘき地医療対策の対象地域（平成30年2月末現在）

○ 過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、山村振興法に基づく各指定地域、無医（準無医）地区、無歯科医（準無歯科医）地区等

医療圏	市町名	合併前旧市町村名	法律適用状況			無医地区		へき地診療所の設置
			過疎	山村	離島	無医	準無医	
岩国	岩国市	岩国市	○	○	○		○	○
		本郷町		○				○
		周東町	○	○		○	○	○
		錦美川和町	○	○				○
柳井	柳井市	柳井市	○		○			○
		大田町			○			
		布施町			○			
		平生町	○		○			
		久賀島町	○		○			
		大東橋上関町	○		○			○
周南	周南市	徳山町	○	○	○		○	○
		鹿野市			○			○
山口・防府	山口市	山口市	○	○		○	○	○
		徳阿防府市	○	○	○		○	○
宇部・小野田	美祢市	美祢市	○	○				
		美東町	○	○				
		美秋芳町	○	○				
		美楠町	○	○				
下関	下関市	下関市	○	○	○	○		○
		豊田北町	○	○				○
長門	長門市	長門市	○					
		三日置谷町	○	○				
		油谷町	○					
萩	萩市	萩市	○		○	○		○
		上川町	○	○				○
		万川村	○	○				○
		つみ村	○	○				○
		佐村	○	○				○
		旭村	○	○				○
		福栄村	○	○		○		○
		阿武町	○	○				○

※過疎：過疎地域自立促進特別措置法、離島：離島振興法、山村：山村振興法

表6 へき地診療所・巡回診療、へき地に所在する公的病院一覧

へき地診療所・巡回診療一覧

平成30年2月現在

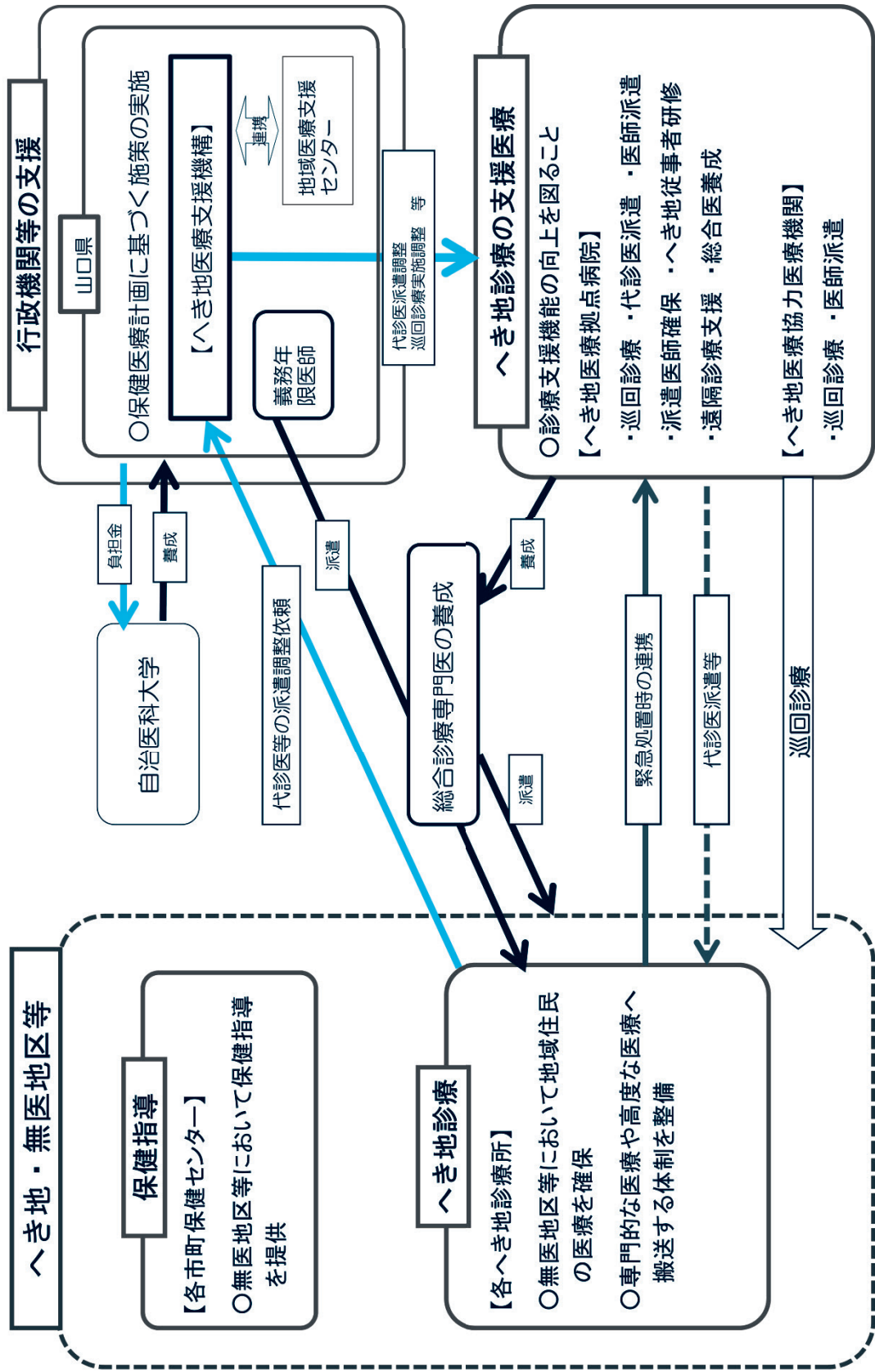
市町名	診療所名 【 】巡回診療	島名	診療日
岩国市	【端島】	端島	月1日
	1)柱島診療所	柱島	隔週
	【黒島】	黒島	月1日
	2)本郷診療所	-	週4日
	3)本郷歯科診療所	-	週2日
	4)周東中田診療所	-	週1日
	5)錦須川診療所	-	隔週
柳井市	6)錦高根診療所	-	隔週
	7)錦宇佐診療所	-	週1日
周防大島町	8)平郡診療所	平郡島	週2日
	9)平郡診療所西出張診療所		週2日
周防大島町	【情島】	情島	隔週
上関町	10)四代診療所	-	月2日
	11)白井田診療所	-	月2日
	12)八島診療所	八島	隔週
	13)祝島診療所	祝島	週2日
	14)歯科診療所	-	週5日
光市	15)歯科診療所祝島出張所	祝島	週1日
	16)牛島診療所	牛島	週1日
周南市	17)鹿野診療所	-	週3日
	18)大津島診療所	大津島	週3日
山口市	19)柚野診療所	-	週1日
	20)串診療所	-	週1日
	【柚木】	-	週1日
防府市	21)野島診療所	野島	週2日
下関市	【蓋井島】	蓋井島	月1日
	22)殿居診療所	-	週3日
	23)角島診療所	-	週4日
	24)島戸診療所	-	週1日
萩市	25)見島診療所	見島	週5日
	26)見島診療所宇津分室		週2日
	見島診療所(歯)		週5日
	27)大島診療所	大島	週4日
	【相島】	相島	週1日
	28)川上診療所	-	週4～5日
	29)むつみ診療所	-	週5日
	30)弥富診療センター	-	週5日
	31)須佐診療センター	-	週4日
	32)明木診療所	-	週3日
	33)佐々並診療所	-	週3日
阿武町	34)福川診療所	-	週4日
	35)田万川診療所	-	週2日
	36)福賀診療所	-	週5日

へき地に所在する公的病院

平成30年2月現在

市町名	病院名	許可病床数	所在地域	出張診療先
岩国市	岩国市立美和病院	60	過疎、山村	
	岩国市立錦中央病院	58	過疎、山村	錦須川・錦高根・錦宇佐診療所
周防大島町	周防大島町立大島病院	99	過疎	
	周防大島町立橋病院	36	過疎	
	周防大島町立東和病院	114	過疎	
美祢市	美祢市立病院	145	過疎	
	美祢市立美東病院	100	過疎、山村	
下関市	下関市立豊田中央病院	71	過疎、山村	殿居診療所、角島診療所
萩市	萩市立萩市民病院	100	過疎	
長門市	厚生連長門総合病院	309	過疎	

へき地医療の医療連携体制



関係者に求められる事項

保健指導	
機能	○ へき地における保健指導の機能
目標	○ 無医地区等において保健指導を提供
求められる事項	○ 保健師等が実施し、必要な保健指導体制が確保できていること ○ 地区の保健衛生状態を十分に把握し、保健所及び最寄りのへき地診療所等との緊密な連携のもとに計画的に地区の実情に即した活動を行うこと
関係機関等	○ 各市町保健センター

へき地診療	
機能	○ へき地における診療の機能
目標	○ 無医地区等において、地域住民の医療を確保 ○ 専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制を整備
求められる事項	○ プライマリ・ケアが可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること ○ プライマリ・ケアに必要な診療体制、医療機器等を保有していること ○ 緊急の内科的・外科的処置が可能なへき地医療拠点病院等と連携していること ○ へき地医療拠点病院等が実施する職員研修等に計画的に参加していること ○ へき地医療拠点病院と代診医派遣について連携していることが望ましい
関係機関等	○ へき地診療所 ○ 過疎地域等特定診療所 ○ へき地医療拠点病院

へき地診療の支援医療	
機能	○ へき地の診療を支援する医療の機能
目標	○ 診療支援機能の向上を図ること
求められる事項	(へき地医療拠点病院) ○ 巡回診療等によりへき地における医療を確保すること ○ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）若しくは技術指導、援助を実施すること ○ へき地の医療従事者に対する研修の実施及び研究施設を提供すること ○ 遠隔診療等の実施により各種の診療支援を行うこと ○ 24時間365日、医療にアクセスできるよう地域の救急診療を支援すること ○ 巡回診療、医師派遣、代診医派遣を、いずれか月1回以上あるいは年12回以上実施することが望ましい ○ その他県及び市町がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること (へき地医療協力医療機関) ○ 巡回診療等によりへき地における医療を確保すること ○ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）を実施すること ○ その他県及び市町がへき地における医療確保のため実施する事業に対して協力すること
関係機関等	○ へき地医療拠点病院 ○ へき地医療協力医療機関

行政機関等の支援	
機能	○ 行政機関等によるへき地医療の支援機能
目標	○ 保健医療計画に基づく施策を実施
求められる事項	○ 保健医療計画の策定及びそれに基づく施策を実施すること ○ へき地医療支援機構と地域医療支援センターとのより緊密な連携や一体化を進め、へき地の医療体制について、総合的な企画・調整を行うこと
関係機関等	○ 県（へき地医療支援機構）